（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）

第六十六条　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。

一～十　（略）

十一　合理的な経営改善のための計画（銀行、令第四十五条各号に掲げる者、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ～ハ　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

第六十七条　（略）

２　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。

一・二　（略）

二の二　保険媒介業務

三　（略）

四　共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介、保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

五～二十七　（略）

（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）

第六十六条　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次のいずれかに該当する会社とする。

一～十　（略）

十一　合理的な経営改善のための計画（法第九十二条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ～ハ　（略）

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

第六十七条　（略）

２　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

四　共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介及び保険募集を行う者の教育を行う業務

五～二十七　（略）

附　則

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

○国土交通省令第七十号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二百六十五号）の施行に伴い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三条の二第三項、第五条の三第一項及び第二項第四号、第五条の四第一号及び第三号、第五条の五、同法第五条の六第二項において準用する同法第五条の三第一項及び第五条の五、同法第五条の七第一項、同法第五条の七第二項において準用する同法第五条の五、同法第五条の十二第一項、同項第二号及び第四項並びに第百四条の二第三項及び第四項並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）第一条第一項及び第二項第一号、第二条並びに第五条の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。